

1 ③

国民による公務員の選定罷免権（憲法15条1項）は、国民に対して、全ての公務員につき、直接に選定・罷免する権利を付与したものではない。あくまで、国民が公務員を直接に選定・罷免することができるのは、憲法の他の条文や法律に個別の根拠がある場合に限られている。

2 ②

守秘義務の対象となる「職務上知り得た秘密」とは、職員が職務遂行上知り得た秘密をいい、自己の担当外に係る事項であっても、これに含まれることがある。

3 ④

現に人が住んでいる住宅を放火すべく、当該住宅の側にある物置に火をつけた場合、その時点では現住建造物等放火罪の未遂が成立するにとどまり、当該住宅が独立燃焼を始めた段階で同罪の既遂となる。

4 ⑤

捜査の端緒は、刑訴法や警職法等の法律に定められたものに限られておらず、例えば、投書、密告、風説等もこれに含まれる。警察官としては、あらゆる社会事象から捜査の端緒を得ることが求められている。

5 ①

①多衆を相手にするとき、②相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるとき、③その他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるとき、のいずれかの場合に該当すれば、上空その他の安全な方向に向けて威嚇射撃をすることができる（警察官等けん銃使用及び取扱い規範7条1項）。

6 ④

道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない（動物の愛護及び管理に関する法律36条1項）。

7 ③

犯人が立ち回り、又は潜伏するおそれのある場所については、1回限りにとどめることなく反復して検索を行い、警戒に隙が生じないように留意する必要がある。

8 ⑤

犯行現場への臨場の際には、多くの場合、犯人と被害者の双方が興奮状態にあるため、犯行現場において双方を確保したときは、個別に事情聴取するとともに、受傷事故防止に十分配慮しなければならない。

9 ②

時間制限駐車区間の位置や満空車等の利用状況について、警察官等は、口頭により、あるいは表示板や駐車情報提供装置等を用いることにより、情報提供を行うことができる。

10 ①

北見山地があるのは、本州ではない。北海道の北東部において、ほぼ南北に走る形で位置する山地である。